

事業名	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	
主管課及び関係課	(主管課) スポーツ・青少年局青少年課(課長:有松正洋) (関係課) スポーツ・青少年局参事官(参事官:東修司)	
施策目標及び達成目標	<p>施策目標 7 - 5 青少年教育の充実と健全育成の推進 達成目標 7 - 5 - 7 青少年を取り巻くメディア上の有害環境対策を推進する観点から、青少年の情報活用能力の育成、問題性や注意事項等についての啓発、地域で有害情報から青少年を守る取組の推進を図る。</p>	
事業の概要	<p>昨今の青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、引き続き、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的なフォーラムの開催による啓発活動 ・地域における推進体制を整備して実施するモデル事業として、メディア対応能力育成事業、有害情報から青少年を守るための啓発活動事業 ・子どもとメディアの関係性を把握する等の調査研究 <p>平成17年度から、大人が地域で有害環境から子どもを守る取組を推進するモデル事業の実施・啓発活動を推進する。モデル事業については、委託事業として全国47箇所で開催し、その効果を普及・啓発するものである。</p>	
予算額及び事業開始年度	平成17年度概算要求額:150百万円 (平成16年度予算額 53百万円) 事業開始年度:平成16年度	
事業開始時において得ようとした効果	各地での推進体制を整備することで、子どもの情報活用能力等が育成されるとともに、問題性や注意事項などの啓発が推進される。	
得られた効果	平成16年度新規事業のため、効果についてはまだ把握できていない。	
得ようとする効果及び達成年度	各地での推進体制を整備し、メディア対応能力育成事業及び啓発活動事業を行うとともに、全国的なフォーラムを実施することで、子どもと保護者のメディア対応能力等の育成、有害情報等の問題性や注意事項などの啓発が推進される。また、調査研究を行うことで、子どもをめぐりメディアの実態等が把握され、青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策の充実につながる。さらに、平成17年度からの事業の拡充により、地域の大人が有害環境から子どもを守るための取組が推進される。	達成年度
		平成19年度
必要性	<p>情報化社会においてインターネットの普及は、身近な集団での人間関係を希薄化させながらも、新たなコミュニケーションの地平をひらいているが、青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがあり、一層青少年に対する適切な対応が求められている。また、長崎県の児童殺害事件を受けて、文部科学省では、「児童生徒の問題行動に関するプロジェクトチーム」を設置し、情報社会の中でのモラルやマナーについての指導の在り方等についての検討を行っているところである。</p> <p>このようなことから、メディア上の性、暴力等の有害情報など青少年を取り巻く有害環境への対応が急務となっている。</p> <p>そこで、このような昨今の青少年を取り巻くインターネットなど、メディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備するとともに、地域の大人たちが子どもを有害情報から守る取組の充実を図り、さらに子どものみならず、その保護者に対しても、インターネット上におけるコミュニケーションマナー(ネチケット)やルール、情報発信の責任等について学ぶ機会を提供したり、様々な情報を主体的に読み解く能力(メディア対応能力)等を育成することが必要である。</p>	
効率性	青少年を取り巻くメディア上の有害環境対策を推進することは、国として取り組むべき課題であり、全国各地域に事業を展開することが必要と考えているが、その際、各地域の多様な状況に応じて、事業を行うことが成果をあげる上で効果的・効率的であり、全国47都道府県に委託を行い、地域の実情に応じて当該事業が実施され、その成果が各地域の実情に即して普及啓発されるという手法は、効果的・効率的と考えている。	
有効性	達成効果の把握の仕方(検証の手順)	青少年を取り巻く有害環境対策の推進に係る類似の事業の各地方公共団体における実施状況を把握することにより、事業の普及についての定量的な効果を測定することができる。また、インターネット、携帯電話、テレビゲーム等社会環境に関する子ども及び保護者の意識をアンケートにより調査するとともに、全国フォーラム等の参加者に対してアンケート調査を行い、意識を把握する。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	当該事業の実施により、各地での推進体制の整備が推進され、その成果が全国に普及されること等により、子どもや保護者のメディア上の有害情報に対する意識等が向上することが得ようとする効果の達成を判断する基準。

青少年を取り巻く有害環境対策の推進（拡充）

青少年を取り巻く有害環境については青少年に対する悪影響が懸念される状況であり、この問題については従来から政府全体で取り組んでいる。

- ・平成15年6月「出会い系サイト規制法」の成立
- ・平成15年9月インターネット上における違法・有害情報に関する関係省庁連絡会議
- ・平成16年4月「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」

インターネット上の「出会い系サイト」の利用を通じて、子どもが犯罪被害を受ける事例が依然高水準にある。

- ・平成13年 888件
- ・平成14年 1,731件
- ・平成15年 1,746件

平成16年6月に長崎佐世保で女子児童による同級生殺傷事件が発生

- ・チャット上のトラブルが一因とされている
- ・家庭で児童がどのようなサイトを見ていたのか、家族は把握していなかった

地域の大人たちによる青少年を有害情報から守る取組みが必要（地域でブロック！）

子どもだけでなく、保護者も情報社会の“生きる力”が必要（親子でブロック！）

企画推進委員会

基本方針の策定，全国フォーラムの開催，モデル事例の普及

モデル事業の実施（拡充）

全国47箇所（各都道府県でモデル事業を実施）

地域で有害情報から青少年を守る取組



地域の大人による



要請行動

（区分陳列・年齢確認）

撤去運動

（有害なビラ、自販機）



地域の大人たちが有害情報から青少年を守る取組みを実施

有害情報から青少年を守るための啓発活動事業

有害情報から青少年を守る取組みやメディア対応能力の育成を推進するためのフォーラムを開催
青少年や保護者向けのリーフレットを作成配布



地域の青少年や保護者に対して有害環境対策に関して啓発する取組みを実施

調査研究

子どもをめぐるメディアの実態等の把握のため、実態調査，意識調査，海外の先進的事例に関する調査研究を実施する

メディア対応能力育成事業

インターネット上におけるコミュニケーション（ネット）やルール、情報発信に伴う責任等について体験的に学ぶ機会を提供、メディア社会における様々な情報を主体的に読み解く能力（メディア対応能力）を育成

